

氷川町会規約

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、氷川町会と称する。

(区 域)

第 2 条 この会は、戸田市氷川町1丁目、同2丁目、同3丁目及びその隣接する地域とする。

(事務所の所在地)

第 3 条 この会は事務所を会長宅に置く。

第2章 目 的

(目 的)

第 4 条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、町会会館の管理運営等良好な地域社会の維持形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉及び厚生に関すること。
- (5) 町会会館の管理運営に関すること。
- (6) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会 員

(会 員)

第 6 条 本会の会員は、第2条に定める区域に住所を有する個人とする。
2 本会の活動を賛助する個人及び法人は、賛助会員となることができる。

(会 費)

第 7 条 この会の会費は、1世帯月額150円とする。会員は、毎月5日までに会計に納入するものとし、前納することができる。また、新入会員は、入会時に入会月の翌月分から年度末までの会費を納入する。
2 賛助会員の会費は年額2,000円以上とし前納とする。

(入 会)

第 8 条 会員になろうとするものは、会長に届け出なければならない。
2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

(退 会)

- 第 9 条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
- (1) この会の区域内に居住しなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 会費を 1 年以上滞納し、かつ催促に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

- 第 10 条 退会した会員がすでに納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(役員構成)

- 第 11 条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 部 長 4 名
- (5) 会 計 2 名
- (6) 監 事 2 名

(役員選出)

- 第 12 条 役員は、役員選考委員会の推薦により、総会の議決を得て選出する。
- 2 役員選考委員会は、役員の任期満了前に会長が設置するものとし、その設置については別に定める。
- 3 監事とその他の役員は相互に兼ねることが出来ない。

(役員の職務)

- 第 13 条 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事は、会務の執行並びに緊急事項の審議決定にあたる。決定事項については次の総会に報告しなければならない。
- 4 部長は、各部を統括し、その運営に当たる。
- 5 会計は、この会の会計事務を処理する。
- 6 監事は、この会の業務及び会計を監査し総会に報告する。

(役員の任期)

- 第 14 条 この会の役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、会長は 3 期（6 年）までとする。
- 但し、会長の任期満了 3 期（6 年）以上とする場合には、役員会及び総会の出席の過半数以上の承認があれば再任することができる。
- 2 役員に欠員が生じたときは、第 12 条の例により補充することができる。この場合において、補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、引き続き会員である場合に限り後任者が就任するまでの間、その職務を行わなければならない。

(班長の選出・職務)

第 15 条 班長は各班内にて選出する。任期は 1 年とし再任を妨げない。

- 2 班長は、担当地区を代表し決議事項の連絡執行に当たる。

(顧問の選出・職務)

第 16 条 顧問は会長の推薦により、総会の議決を得て委嘱する。

- 2 顧問は、この会の運営に関する会長の諮問を受け、これに対して答申する。

第 5 章 会 議

(会議の種類)

第 17 条 この会の会議は、総会、役員会、部会、及び班長会とする。

- 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(会議の構成)

第 18 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 役員会は、正副会長、理事、部長、会計、監事をもって構成する。

- 3 部会は、部員をもって構成する。

- 4 班長会は、班長をもって構成する。

(会議の機能)

第 19 条 総会は次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の改廃に関すること。
- (4) 役員の選出に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

- 2 役員会は次の事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

- 3 部会は部会の運営に関することを決定する。

- 4 第 1 項に定める事項につき、急施を要するものについては、会長が役員会で議決のうえ執行し、これを次の総会において報告しなければならない。

(通常総会)

第 20 条 通常総会は、毎年度 1 回開催する。

(臨時総会)

第 21 条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第 22 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、又は役員現在数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(部 会)

第 23 条 この会の事業運営のために次の専門部会を置く。

- (1) 総務部 庶務企画、地区内各種団体の育成強化及び他の部に属さない事項
- (2) 文化部 社会教育、体育、青少年育成指導その他文化教養に関する事項
- (3) 衛生部 環境衛生、保健衛生に関する事項（部長は衛生自治会長を兼務する）
- (4) 防災部 防犯、防火、水害、交通災害その他公害対策に関する事項

(班長会)

第 24 条 班長会は、この会の業務に協力するとともに、会からの周知事項を班員に連絡する。

(会議の招集)

第 25 条 総会及び役員会は会長が招集する。

- 2 会長は、第 21 条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は第 22 条の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に役員会を招集しなければならない。
- 4 会長は、総会又は、役員会を招集するときは、役員又は会員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときはこの限りではない。
- 5 部会は部長が必要に応じて招集する。
- 6 班長会は会長が招集する。

(議 長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選出する。

- 2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この規約に特別の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

(書面表決)

第 28 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条 2 の規定の適用については会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員又は役員の現在数
 - (3) 会議に出席したものの氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選出に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第 30 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表1に掲げる資産

(資産の管理)

第 31 条 資産は会長が管理しその方法は、役員会の議決により定める。

- 2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得てこれを処分し又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 32 条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(弔慰金・災害見舞金)

第 33 条 会員には、別に定める弔慰金・災害見舞金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第 35 条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3ヶ月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会において報告しなければならない。

(事業年度)

第 36 条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において出席者の過半数以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第 38 条 この会が総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときの存する残余財産の処分は、総会の議決を得て定める。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第 39 条 この会は、事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 役員に関する書類
- (3) 会員に関する書類
- (4) 会議議事録
- (5) 会員名簿
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び収支予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細 則)

第 40 条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は、細則を定めたときは、次の総会において報告し承認をえなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年5月1日から施行する。

(規約の一部改正)

2 規約第14条(役員の任期)一部改正を令和5年4月1日から施行する。

(旧規約の廃止)

3 旧規約（昭和39年1月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

4 この規約の施行に伴う経過措置については、役員会の議決を得て別に定める。

附則 1

建物 延床面積 203.74 平方米